奥新川・新川エリア賑わい創出実証事業業務委託

公募型プロポーザル方式による契約予定者選定実施要領

この要領は、「奥新川・新川エリア賑わい創出実証事業業務委託」に係る提案及び契約締結において留意すべき事項を記したものであり、提案の参加者は、以下の事項を承知の上、提案書を提出するものとする。

1 業務の目的

令和5年度に実施した、奥新川・新川エリア事業可能性調査の結果に基づき、実現可能性があると示された事業案について実証事業を行い、観光客ニーズや新規事業者の参入、事業の自走化等の賑わい創出の可能性について検証する。

2 業務の背景

奥新川・新川エリアは、奥羽山脈のほぼ中央に位置する県立二口自然公園にあり、JR 仙山線奥新川駅付近の渓谷から新川の下流方面の全長 4.8km の遊歩道を新川ライン、ここより上流にあたる面白山方面に伸びる渓谷沿いの全長 6.0km の遊歩道を奥新川ラインと呼び、山深い自然の渓谷美に溢れる景勝地である。特に新川ラインは、新・奥の細道の一つであり、宮城県の長距離遊歩道の一つであるが、両ラインは吊り橋の老朽化や落石等が発生しているため、現在は通行止めとしている。また、当該エリアには市営キャンプ場が設置され、ハイキングや芋煮会、紅葉狩り等で賑わっていたが、利用者の減少や施設の老朽化により平成29年に廃止、現在はせんにん広場・たそがれ広場が整備されている。新川ラインの下流には、ニッカウヰスキー宮城峡蒸溜所が立地し、新川の伏流水はウイスキー作りに適していることから、仕込み水として使用されている。奥新川ライン沿いには、土木学会の選奨土木遺産仙山線鉄道施設群として指定されている奥新川直流変電所跡や回転変流機資料館、作並駅転車台、新川川橋梁等があり、かつての姿をしのぶことができる。

また奥新川・新川の近辺には、年間約24万人が宿泊する仙台を代表する温泉地である作並温泉がある。その他、人口減少に起因する、作並小学校新川分校(閉校)や、廃業した温泉旅館、空き家などがあり、これらを観光資源として活用することも検討課題の一つである。

これらの観光資源を活用し、当該エリアの地域活性化に繋がる事業の実施可能性調査を令和 5 年度に実施したところ、一定の可能性が示された。

3 業務内容に関する事項

(1)委託業務名

奥新川・新川エリア賑わい創出実証事業業務委託

(2) 業務内容の概要 (詳細は仕様書を参照)

業務計画の立案、業務計画書のとりまとめ、実証事業の実施、報告書のとりまとめ

(3)委託契約上限額

金3,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

※上記には、本業務に係る一切の費用が含まれるものとする。

(4)業務履行期限

令和6年11月30日(土)

4 提案の手続き等に関する事項

(1) 応募資格

当該業務を的確に遂行する能力を有する民間企業、NPO 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、次の要件を全て満たす者とする。

また、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者(以下「グループ」 という)の中から本提案に係る代表者を選定するものとする。その者は、グループを代表して、本提案 に係る連絡調整等を仙台市との間で行うものとする。

① 観光関連事業企画実績があること。

- ② 上記①を基に事業が実現した実績があること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑤ 会社更生法又は民事再生法に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている 者でないこと。
- ⑥ 本事業を行う者は、仙台市内に本店、支店又は事業所を有すること。
- ⑦ 本事業を行う者は、仙台市競争入札参加資格者名簿の「物品役務業者名簿」に登載されているものであること。
- ⑧ 仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ⑨ 仙台市入札契約暴力団排除要綱別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- ⑩ 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ① 業務の実施にあたって、仙台市の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。 ※①については、グループの場合、構成員の1つが要件を満たしていること。
 - ※②から④、⑦から⑨については、グループの場合、全ての構成員が要件を満たしていること。
 - ※⑤、⑥については、要件を満たさない者が設置工事等を行う場合、下請負者が要件を満たしている こと。(本応募申込み時点で下請負者が未定でも構いません。)
 - ※⑩については、グループの場合、代表者が要件を満たしていること。
- (2) 現場説明会の実施

現場説明会を下記の日程で実施する。

- ① 日 時: 令和6年5月9日(木) 午前10時から12時まで
- ② 実施場所:仙台市役所本庁舎5階第2会議室
- ③ 申込方法:令和6年5月7日(火)16時までに、メールにより現場説明会への参加の意思を連絡すること。
- ④ その他:現場説明会への参加人数は、各団体3名以内とする。 現場説明会への参加は任意とする。
- (3) 応募にあたっての質問及び回答
- ① 質問方法:質問項目等を質問票(様式第1号)に記載して、令和6年5月13日(月)16時までに電子メール(kei008020@city.sendai.jp)で提出すること。
- ② 回答方法:回答は、業務に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、令和6年5月15日(水) 17時までに、市ホームページに掲示する。
- (4) 意思表明書の提出

プロポーザルへの参加の表明は、令和6年5月17日(金)17時までに、持参または郵送(郵送の場合は書留等の配達記録が確実に残る方法)により、意思表明書(様式2号)の提出をもって行う。

- (5) 提案書の提出等
- ① 提出期限:令和6年5月23日(木)17時まで
- ② 提出方法: 持参又は郵送により提出し、持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までに仙台市文化観光局観光交流部観光課に提出すること。郵送の場合は、封筒に「提案書在中」の旨を記載し、書留郵便など配達の記録が分かる方法により、期限までに到達するよう提出すること。
- ③ 提出書類:ア 提案書(様式第3号)

正本1部、副本7部

イ 事業費見積書(任意様式)

正本1部、副本7部

- ウ 共同提案体の構成員一覧(様式第4号)* 1部 ※グループによる共同提案の場合に提出すること。
- エ 提案者の概要が分かる資料(会社案内等)

1部

- ・提案書においては、業務全体の実施計画を示すほか、仕様書「(4)業務概要イ.実証事業の実施」の①~④の各項目を実施する際の手法について明記すること。
- ④ 留意事項:・正本1部にのみ事業者名を記載し、副本8部には提案者が特定できる名称・ロゴマ

- ーク等を使用しないこと。
- ・提出期限までに上記③の提出書類が到達しなかった場合は、失格とする。
- ・提出書類の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
- ・提案書(様式第3号)はA4版で作成し枚数は両面印刷とする。 (A3版を折込みA4版とすることも可とする。)
- ・事業費見積書はA4版で作成し、業務内容項目の内訳を記載すること。
- ・提案書提出期限後の差替え及び再提出は不可とし、提出された書類は返却しないものとする。
- ・虚偽の記載をした提案及び上記2(3)に示す委託契約上限額を超える提案は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

5 提案の審査及び契約の方法

(1)審查方法

- ① 奥新川・新川エリア賑わい創出実証事業に関する業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、公正な審査を行うものとする。
- ② 上記4(1)に示す応募資格について、提出書類の不備があった場合は、失格となる場合がある。
- ③ 審査基準については、提案審査基準(最終頁)によるものとし、【審査項目1】については、あらかじめ奥新川・新川エリア賑わい創出実証事業に関する業務委託業者選定委員会事務局(以下「事務局」という)が採点する。
- ④【審査項目2】、【審査項目3】については、選定委員会にて審査する。
- ⑤【審査項目1~3】の採点を合計した結果、最も高得点であった者を本業務に係る契約の優先交渉 権者として選定する。

※合計評価点が同点の場合は、【審査項目3】「全体評価」の評価点が高いものを上位とする。

(2)提案審查

①提案者については、下記によりプレゼンテーションを実施するものとする。

ア 実施日時及び場所

日時:令和6年5月29日(水) 9時から

開始時刻や会場等の詳細は、提案書を提出した事業者に対して別途通知する。

イ 方法等

- ・提案者ごとに提案内容説明(15分以内)
- 質疑応答(15分程度)
- ・提案者側の出席は、3名以内とする。

ウ その他

- ・プレゼンテーションは、提案書の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案や資料は認めない。ただし、説明のためサンプル材等を持ち込むことは可能とする。
- 機材等を使用する場合は、実施日の2日前までに申出を行い、許可を得ること。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。(他の提案者のプレゼンテーションを見ることは不可とする。)
- ②審査基準については、提案審査基準(別紙1)によるものとし、提案書の内容及び上記(2)①に示すプレゼンテーションを選定委員会にて審査し、総合的に採点を行った結果、最も高得点であった者を本業務に係る契約の優先交渉権者として選定する。

※合計評価点が同点の場合は、【審査項目3】「全体評価」の評価点が高いものを上位とする。

- ③審査結果については、全提案者(グループの場合は代表者)に対して電子メールで通知する。 選定されなかった者に対しては、選定しなかった旨及びその理由を書面により通知する。
- (3) 選定されなかった場合の理由説明

提案書が選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により選定されなかった理由を求めることができる。

仙台市は、非選定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して10日以内に、 書面により回答する。

(4) 契約の方法

- ①優先交渉権者と提案内容に沿って、契約内容について協議のうえ、仙台市契約規則に定める随意契約の手続きにより締結するものとする。
- ②契約の締結にあたっては、選定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、 業務内容及び委託費について、仙台市の求めに応じ協議のうえ、委託契約上限額の範囲内で変更す る場合がある。
- ③別添「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約の締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。
- ④本業務の契約は、仙台市の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間若しくは業務委託料の変更が必要となった場合に限り、変更することができるものとするが、提案書又は事業費見積書と現場の数量等が相違しても精算は行わないものとする。
- (5) スケジュール (予定)

令和6年 4月26日(金) 提案募集開始

5月 9日(木) 現場説明会開催

5月13日(月) 質問提出期限

5月15日(水) 質問回答期限

5月17日(金) 意思表明書提出期限

5月23日(木) 提案書提出期限

5月29日(水) 審査委員会開催(提案書審査、提案書プレゼンテーション、審議)

5月30日(木) 提案審査結果通知(優先交渉権者決定予定)

業務内容、仕様書及び委託費等に関する協議

6月上旬 契約締結、業務開始

11月30日(土) 業務完了

6 その他

- (1)提出された提案書に係る著作権等の知的財産権は提案者に帰属するものとするが、仙台市が必要と認める場合は、無償で使用できるものとする。
- (2) 契約締結後、本業務の成果品等に係る著作権等の知的財産権は、成果品とともに全て仙台市に帰属するものとする。
- (3) 本事業に係る提案は、下記報告書等を十分に踏まえた上で行うこととする。
 - ①令和5年度「奥新川・新川エリア事業可能性調査」報告書 応募資格を満たした応募者に対しては、下記連絡先への申請により、上記報告書をデータにて提供するものとする。
 - ②宮城県森林情報提供システム

http://fgis-pref-miyagi.jp/map.php?lon=140.87029974435129&lat=38.26903948364949

7 問合せ及び提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市文化観光局観光交流部観光課(市役所本庁舎4階)

担当:岡

電話: 022-214-8259 FAX: 022-214-8316

電子メール: kei008020@city. sendai. jp

		評価項目	評価基準			配点
1		計画項目	A	В	С	田二八
1 1	頁	業 務 実 観光関連事業企画実施実績(件数)	実績が十分にある(3件 以上)	実績がある(1件以上)	実績がない	10点
-		績	10点	5点	0点	
						10点

		評価項目	評価基準			配点
		計画項目	А	В	С	此从
		業務理解度	業務の目的、条件、内容 の理解度が高い	業務の目的, 条件, 内容の 理解度が標準的である	左に該当しない	5点
審			5点	3点	1点	
查項	業 務	業務工程・実施体制	業務の工程計画、実施体 制が優れている	業務の工程計画、実施体 制が標準的である	左に該当しない	5点
	体		5点	3点	1点	
2	制		提案内容と見積書の整合 がとれており、合理的か つ経済的に優れている		左に該当しない	5点
			5点	3点	1点	
						15点

		部 体 话 日		評価基準		
	評価項目		А	В	С	配点
(1)全体的な説明		(1)全体的な説明	の整合が取れており、論	本仕様書で示した内容と の整合が取れており、論 理的な提案がなされてい る	左に該当しない	5点
*******		①課題把握	・令和5年度に実施した 事業可能性調査結果を理	・令和5年度に実施した 事業可能性調査結果を理 解し、周辺地域の特質や 実証事業実施における課	左に該当しない	15点
			15点	9点	3点	
	(2)実	②実現性が高い提案	事業可能性調査で可能性 を示された事業案を盛り 込んだ提案内容であり、 実現性が高く、実証事業	込んだ提案内容であり、 実現性が高く効果検証が 可能な事業案を策定でき	左に該当しない	15点
	証事。		15点	9点	3点	
_	事 ፟፟***********************************	③地域関係事業者等との連携	事業可能性調査結果を踏	スキームが策定できてい	左に該当しない	15点
		15点	9点	3点		
		④プラス提案	・本業務の主旨に照らし て 有効な プラスアル ファの提案がなされてい る。	がなされている。		10点
			10点	6点	0点	
	(3)全体評価			本業務の結果事業判断を 行うことが可能な成果物	左に該当しない	15点
			15点	9点	3点	
						75点

※合計評価点が同点の場合は、提案審査【審査項目3】「全体評価」の評価点が高いものを上位とする。

/100点